

## Press Release

各 位

三 菱 UFJ 国際 投信 株式会社  
 東京都千代田区有楽町一丁目 12 番 1 号  
 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 404 号  
 加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

## 『日本配当追求株ファンド(価格変動抑制型)(愛称:はいとう日本)』 募集・設定について

追加型投信／国内／株式／特殊型(絶対収益追求型)

この度、三菱UFJ国際投信は『日本配当追求株ファンド(価格変動抑制型)(愛称:はいとう日本)』を新規に設定いたしますので、お知らせいたします。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	特殊型
追加型	国内	株式	特殊型 (絶対収益追求型)	その他資産	年2回	日本	ファミリー ファンド	なし	絶対収益追求型

※属性区分の「投資対象資産」に記載されている「その他資産」とは、投資信託証券(株式一般)です。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

## 皆さんにお伝えしたいこと

預貯金金利が過去最低水準となる状況下、大切なご資産の運用に際し、これまで値動きのある資産への投資経験が少ないお客さまにも、投資信託を選択肢のひとつとしていただきたい。そのような思いから、私たちは当ファンドをご用意いたしました。

当ファンドは、日本株式の価格変動の影響を抑制しながら、配当等による安定した収益の積上げをめざすというものです。

皆さまのご資産の運用の選択肢として、当ファンドをご検討いただければ幸いです。

2016年10月

三菱UFJ国際投信

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

わが国の株式に実質的に投資を行うと同時に株価指数先物の売建てを行うことで、特定の市場に左右されることなく収益の獲得をめざします。(絶対収益の追求)

## ファンドの特色



**特色1** 株価変動を抑えて、配当等による安定的な収益の積上げをめざします。

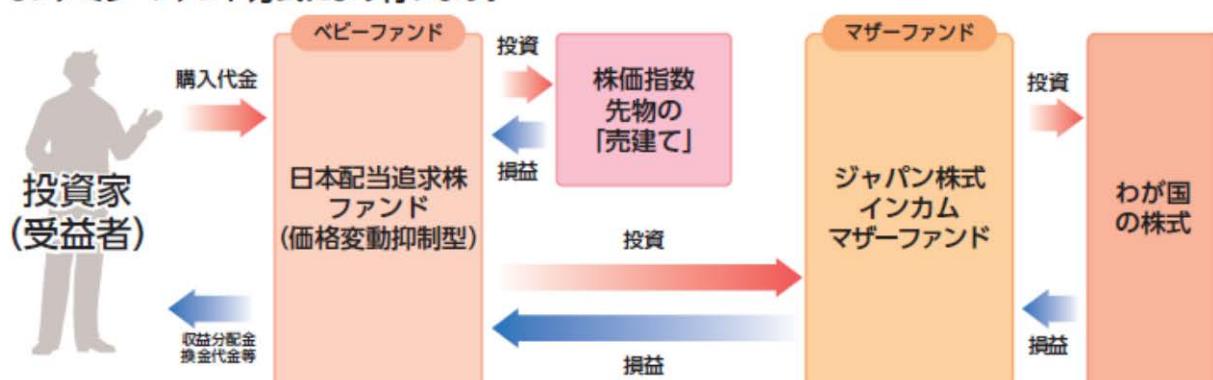


**特色2** わが国の株式の「買付け」と株価指数先物の「売建て」を組み合わせて運用を行います。

- ◆ わが国の株式の「買付け」と株価指数先物の「売建て」を組み合わせることで株式市場全体の騰落の影響を低減しながら、収益の獲得をめざします。ただし、完全に株式市場の価格変動リスクを排除できるわけではありません。
- ◆ ジャパン株式インカムマザーファンドへの投資を通じてわが国の株式へ投資を行います。マザーファンドへの投資にあたっては、株価指数先物取引にかかる証拠金の水準等を考慮し組入比率を調整します。

## ■ ファンドの仕組み

運用は主にジャパン株式インカム マザーファンドへの投資を通じて、わが国の株式へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



特色  
3

株式の投資にあたっては、配当利回りに着目し、銘柄を選定します。

## ■ 運用プロセス

### 銘柄スクリーニング

#### 投資対象：主としてTOPIX500指数採用銘柄

TOPIX500とは、東京証券取引所第一部上場銘柄（内国普通株式）の中から、時価総額および流動性の高い500銘柄で構成される株価指数であり、東京証券取引所第一部上場銘柄の時価総額の90%程度をカバーしています。

#### 財務スクリーニング：財務健全性が低い銘柄の除外

#### 連続増配銘柄※スクリーニング：組入候補銘柄の選定

##### 予想配当利回り等の定量評価+業績動向等の定性評価

予想配当利回り、財務状況および配当の持続性等といったファンダメンタルズ等の観点から総合的な銘柄評価を行い、ポートフォリオの予想配当利回りがTOPIX500を上回るポートフォリオの構築をめざします。

##### ポートフォリオ構築(マザーファンド)

株価指数先物を売建て、  
株式市場全体の値動きを抑えます。

### ポートフォリオ構築

- 連続増配銘柄とは、主として一定期間の修正1株当たり配当金(年額。株式分割および株式併合等を考慮します。)が増加し、または減少しなかった銘柄とします。なお、新規上場銘柄等で判断が困難な銘柄については、企業の配当総額等を考慮し判断します。
- ファンドでは、上記のスクリーニングにより選定された組入候補銘柄を好配当株式ということがあります。
- ！ 上記は銘柄選定の視点を示したものであり、すべてを網羅するものではありません。また、実際にファンドで投資する銘柄の将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記プロセスは、今後変更されることがあります。
- 👉 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページ(<http://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>)でご覧いただけます。

特色  
4

年2回の決算時(2・8月の各15日(休業日の場合は翌営業日))に分配を行います。

- ◆ 分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
- ◆ 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

(初回決算日は、2017年2月15日です。)

## ■ 主な投資制限

株式への投資	株式への実質投資割合に制限を設けません。
株式の一銘柄制限	同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

## 追加的記載事項(株価指数先物の「売建て」について)

### 株価指数先物の「売建て」とは…

先物取引とは、将来のあらかじめ定められた期日に、特定の商品(原資産)を、現時点で取り決めた価格(先物価格)で売買する事を約束する取引で、値動きのある資産の不確実な値動きに備えるための手段の一つとして、広く活用されています。

株価指数先物の「売建て」とは、将来時点の株価指数について、現時点の先物価格で「売る」取引のことです。

例えば、原資産を保有していた場合、株価指数先物の「売建て」を行っておけば仮に将来、資産の価格が下落した場合でも、値下がりした時点で株価指数先物を買戻すことによって、損失を回避することができます。

取引①<現時点>  
株価指数先物を  
10,000円で売建て

取引②<●月▲日>  
10,000円で売建てした  
株価指数先物を買戻し

12,000円で買戻した場合、  
2,000円の損失となります。

12,000円  
↑  
- 2,000円

10,000円  
↓  
+ 2,000円

8,000円で買戻した場合、  
2,000円の利益となります。

株価指数先物を売建てた場合、株価指数先物の価格が上昇すればファンドにとってマイナス、下落すればファンドにとってプラスの影響を与えます。

! 上記の説明は株価指数先物のイメージを簡易的に表すためのものであり、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。

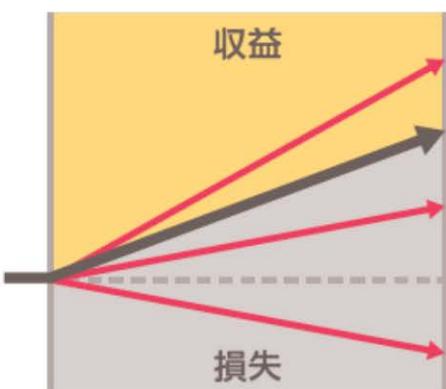
\* 株価指数先物は、買う約束をすることも可能です。また、期日まで待たずに反対売買を行うことにより、損益を確定することもできます。

## <株価指数先物の「売建て」を活用して株価変動を抑える運用における損益発生のイメージ>

好配当株式へ投資を行いつつ、株価指数先物を売建てる運用においては、好配当株式の投資成果が、株式市場全体の値動きを上回る場合には、収益となります。一方、好配当株式の投資成果が、株式市場全体の値動きを下回る場合には、損失となります。

### 株式市場が上昇する場合

- 株式市場全体の値動き
- 好配当株式の投資成果



A: 株式市場を上回る場合 ⇒ 収益

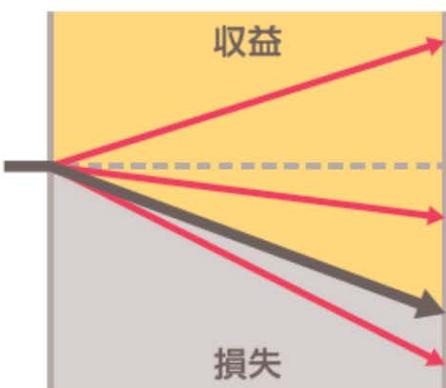
B: 株式市場を下回る場合 ⇒ 損失

株式市場、好配当株式ともに上昇しても、好配当株式の投資成果が株式市場を下回る場合は損失となります。

C: 株式市場を下回る場合 ⇒ 損失

### 株式市場が下落する場合

- 株式市場全体の値動き
- 好配当株式の投資成果



A: 株式市場を上回る場合 ⇒ 収益

B: 株式市場を上回る場合 ⇒ 収益

株式市場、好配当株式ともに下落しても、好配当株式の投資成果が株式市場を上回る場合は収益となります。

C: 株式市場を下回る場合 ⇒ 損失

! 好配当株式の投資成果から株式市場全体の値動きを差し引いたものが上記の運用における損益となります。

! 上記の説明はファンドの運用手法における損益発生のイメージを簡易的に表すためのものであり、実際の結果とは異なります。また、将来の市場環境の変動や運用状況・成果を示唆・保証するものではありません。



# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。  
投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

価格変動 リスク	株式の価格は、株式市場全体の動向のほか、発行企業の業績や業績に対する市場の見通しなどの影響を受けて変動します。組入株式の価格の下落は、基準価額の下落要因となります。
信用リスク	株式の発行企業の経営、財務状況が悪化したり、市場においてその懸念が高まった場合には、株式の価格が下落すること、配当金が減額あるいは支払いが停止されること、倒産等によりその価値がなくなること等があります。
流動性 リスク	有価証券等を売買しようとする際に、その有価証券等の取引量が十分でない場合や規制等により取引が制限されている場合には、売買が成立しなかったり、十分な数量の売買が出来なかったり、ファンドの売買自体によって市場価格が動き、結果として不利な価格での取引となる場合があります。
株価指数 先物に関する リスク	株価指数先物は株価変動等の影響を受けて価格が変動するため、ファンドはその影響を受けます。なお、需給や当該株価指数に対する期待等により、理論上期待される水準とは大きく異なる価格となる場合があります。また、株価指数先物を売建てている場合に、株価指数先物価格の上昇により損失が発生すると、基準価額の下落要因となります。
株式の「買付け」と 株価指数先物の 「売建て」を 組み合わせる ことによるリスク	ファンドは株式の「買付け」と株価指数先物の「売建て」を組み合わせることで株式市場全体の騰落の影響を低減しながら、収益の獲得をめざします。ただし、完全に株式市場の価格変動リスクを排除できるわけではありません。また、個別銘柄への投資にあたっては、配当利回り等に着目して銘柄を選定するため、株式市場の価格変動リスクに加え、当該銘柄固有のリスク等の影響をより大きく受けます。このため「買付け」をした株式の投資成果が株式市場全体の騰落を下回る場合には、基準価額の下落要因となります。

上記は主なリスクであり、これらに限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

- ・ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益の水準を示すものではありません。収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。  
投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。
- ・ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響する場合があります。

## ■ リスクの管理体制

ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部門から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

 <b>購入時</b>	<b>購入単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>購入価額</b>	当初自己設定：1口当たり1円 継続申込期間：購入申込受付日の基準価額 ※基準価額は1万口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。
	<b>購入代金</b>	販売会社が指定する期日までにお支払いください。
 <b>換金時</b>	<b>換金単位</b>	販売会社が定める単位 販売会社にご確認ください。
	<b>換金価額</b>	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額
	<b>換金代金</b>	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から販売会社においてお支払いします。
 <b>申込について</b>	<b>申込締切時間</b>	原則として、午後3時までに販売会社が受けたものを当日の申込分とします。
	<b>購入の申込期間</b>	当初自己設定：2016年10月24日 継続申込期間：2016年10月31日から2017年11月14日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。
	<b>換金制限</b>	ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の換金のお申込みに制限を設ける場合があります。
 <b>その他</b>	<b>購入・換金申込受付の中止及び取消し</b>	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。 また、下記の信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入の申込みの受付を中止することがあります。
	<b>信託期間</b>	2026年8月14日まで(2016年10月24日設定)
	<b>線上償還</b>	以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。 ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合 ・ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
	<b>決算日</b>	毎年2・8月の15日(休業日の場合は翌営業日) ※初回決算日は2017年2月15日
	<b>収益分配</b>	年2回の決算時に分配を行います。 販売会社との契約によっては、収益分配金の再投資が可能です。
	<b>信託金の限度額</b>	4,000億円
	<b>公告</b>	原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="http://www.am.mufg.jp/">http://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。
	<b>運用報告書</b>	毎決算後および償還後に交付運用報告書が作成され、販売会社を通じて知れている受益者に交付されます。
	<b>課税関係</b>	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。 配当控除の適用があります。益金不算入制度の適用はありません。

## ■ ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	支払先	購入時手数料	対価として提供する役務の内容
	販売会社	購入価額に対して、 <b>上限1.08% (税抜 1.00%)</b> (販売会社が定めます)	ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等
(購入される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)			
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に <b>0.25%</b> をかけた額		

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	日々の純資産総額に対して、 <b>年率0.9072% (税抜 年率0.8400%)</b> をかけた額		
	1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額 × 信託報酬率 × (保有日数 / 365)		
	※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。		
	各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。		
	支払先	配分(税抜)	対価として提供する役務の内容
その他の費用・手数料	委託会社	0.40%	ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等
	販売会社	0.40%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等
	受託会社	0.04%	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等
※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。			
以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。			
・監査法人に支払われるファンドの監査費用			
・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料			
・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用			
・マザーファンドの換金に伴う信託財産留保額			
・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等			
※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。			

※運用管理費用(信託報酬)および監査費用は、日々計上され、毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用(手数料等)の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。



### 税 金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※上記は2016年7月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)およびジュニアNISA(未成年者少額投資非課税制度)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。  
販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問い合わせください。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

■委託会社(ファンドの運用の指図等)	三菱UFJ国際投信株式会社
■受託会社(ファンドの財産の保管・管理等)	三菱UFJ信託銀行株式会社 (再信託:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
■販売会社(購入・換金の取扱い等)	株式会社ゆうちょ銀行(平成 28 年 10 月 31 日より取扱開始予定)

■当資料は、プレスリリースとして三菱UFJ国際投信が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。■当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。■当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性等を保証するものではありません。■投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。銀行等の登録金融機関でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の補償の対象ではありません。■投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 28 年 10 月 7 日に関東財務局長に提出しておりますが、届出の効力は生じておりません。したがって、当該届出の効力が発生するまでに、当資料の記載内容が訂正される場合があります。

以上